

業務委託契約の変更に係る専決処分の報告について

倉敷市立精思・玉島高等学校統合整備業務委託契約の変更について専決処分をしたため、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものです。

1 専決処分年月日

令和5年11月29日

2 変更内容

契約金額の変更

変更前 1,046,100,000円

変更後 1,088,976,900円

42,876,900円(4.1%の増額)

3 変更理由

渡り廊下を建設する際に、地中に転石があることが判明し、撤去及び処分に要する費用を追加等したため。

4 契約の相手方

中本屋工務店・鈴木組・丸満エネルギーコンソーシアム

5 工期

令和4年12月22日～令和6年1月31日(変更なし)